

特定非営利活動法人高知こどもの図書館 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人高知こどもの図書館の活動として理事会が認める場合、役員報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定でいう役員とは、理事及び監事とする。

(役員報酬等)

第3条 理事長に、その期間中、毎月、役員報酬を支払うことができる。金額は月額3,000円とするが、変更する場合は理事会で検討し決定する。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。その金額については、理事会で検討し決定する。
- 3 理事が図書館業務にあたる場合は、その期間中、給与を支給する。金額については、他の職員と同様に理事会で検討し決定する。但し、理事長、副理事長の場合は定期同額を条件とする。

(支払)

第4条 役員報酬、理事への給与の支払いは毎月5日とする。

- 2 費用弁償に関しては、職務の執行後に支払う。
- 3 支払方法は振込を原則とする。費用弁償はその都度、現金で支払う場合もある。

(改正)

第5条 本規定の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付則

- 1 この規定は1999年8月1日から施行する。
- 2 この規定は2020年4月1日から施行する。
- 3 この規定は2021年4月1日から施行する。
- 4 この規定は2023年4月1日から施行する。
- 5 この規定は2024年4月1日から施行する。